

次の文書は、思い堀の管理者を定めたときのものである。

中荒井橋爪坂下牛沢四ヶ組
用ひ思堀堤防を貰ひ
中荒井組頭請前仕り戈判
サ到着候事由又は被
あらわす事由又は付
力役ヲ判シ先後後
ノ如きとくに司ひ
差引立又は波打立
をゆう往々判滞り申
信と申す事由又は森
惣右衛門利八と申す者
任役とお定め判決付
ド御長前大堰が利方
地筋お守り候任役惣右衛門

中荒井橋爪坂下牛沢四ヶ組
用水思堀堰は古来より中
荒井組郷頭請前に仕り戈判
致し候御用多く御座候故
当時肝煎共の内両人に申し付け
戈判致させ候然る処任役
の者此れなく候では用水の
差引き且つ洪水の節
ひと回り諸戈判滯り申し候
此れに依つて中荒井組郷頭小森
惣右衛門利八と申す者
任役に相定め戈判仕らせたき旨
申し出候長前の大堰にて御座候間
堰筋相守り候任役惣右衛門